

## 統合する際の条件について

## ■ 先行審議項目

項目	条件	考え方
資産	<ul style="list-style-type: none"> <li>○ 市町村の水道事業に係る資産は、負債もあわせて企業団が無償で承継する。</li> <li>○ 自己水源については、市町村の意見を尊重する。</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>・ 企業団としては、市町村との統合により市町村水道事業を企業団で実施することになるため、当該事業の実施に必要な資産は無償で承継することとしたい。</li> <li>・ 自己水源については、危機管理面等でも重要である。</li> </ul>
技能職員	<ul style="list-style-type: none"> <li>○ 企業団は、技能職員は持たない。</li> <li>※ ただし、企業団職員が行っている業務（浄水場の運転管理等交替制業務）に従事している市町村の技能職員については、職種変更の上、企業団が受け入れる。</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>・ 企業団は、「民でできるものは民に」の考え方のもと、府水道部の時代に技能職員及び外郭団体を廃止。</li> <li>・ 企業団としては、技能職員及び外郭団体は持たないこととしたい。</li> </ul>
外郭団体	<ul style="list-style-type: none"> <li>○ 企業団は、外郭団体は持たない。</li> </ul>	
土地の利活用	<ul style="list-style-type: none"> <li>○ 水道事業で使用しないという判断及びその土地の売却については、市町村と十分協議した上、企業団が行う。</li> <li>○ 跡地利用に係る計画立案のイニシアティブは、企業団に資産を引き継いだ市町村が持つ。</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>・ 市町村との統合により企業団が承継した土地については、企業団が売却を行うが、跡地利用に係る計画立案のイニシアティブについては、地域経済の活性化等の観点から、企業団に資産を引き継いだ市町村が持つことが適当であると思料。</li> </ul>

## ■ 継続協議項目

会計、施設整備水準、経営状況 等

※ これらの項目は、42 市町村が企業団と統合する際の条件として、継続協議していくもの。

（大阪市との統合協議における「会計」「施設整備水準」「経営状況」については、「統合（素案）」を審議いただく中で、43 市町村に判断いただく。）

## 竹山企業長と橋下市長とのやりとりの内容（43 首長会議以降）

### 1. 確認事項

⇒ 府域一水道の推進の大前提として、次の表のA欄に記載の3点について、企業団と統合する際の共通ルールとすることを 42 市町村長に確認してもらえるのならば、大阪市は、B欄に記載の3点について異論を唱えない。

A	<p>① 水道局の資産は、企業団に無償で譲渡する。</p> <p>② 企業団は、技能職員を持たない。</p> <p>※ ただし、企業団職員が行っている業務（浄水場の運転管理等交替制業務）に従事している市町村の技能職員については、職種変更の上、企業団が受け入れる。</p> <p>③ 企業団は、外郭団体を持たない。</p>
B	<p>① 「府域一水道」については、期限を切らない。</p> <p>② 上記A欄・②・ただし書きに該当しない技能職員（約 600 名）については、大阪市の市長部局（例：大阪府環境衛生課）に派遣元を置いて、(株)大阪水道総合サービスに派遣した上で、大阪市のスリム化（非公務員化）を実施する。</p> <p>③ 企業団は、(株)大阪水道総合サービスを引き継がない。</p>

### 2. 橋下市長からの更なる提案（今後の検討事項）

#### (1) 随意契約について

- ① 大阪市以外の市町村で技能職員に従事する業務の比率に相当する分の業務については、(株)大阪水道総合サービスとの随意契約とすること。
- ② 随意契約期間 → 技能職員を保有する市町村が全て企業団と統合するまで。
- ③ 随意契約の発注主体

#### (2) 水道事業で使用しない土地の処分後の利活用（柴島浄水場・上系及び旧扇町庁舎跡地）

跡地利用に係る計画立案のイニシアティブは、大阪市の持つ。